

千葉商科大学学術リポジトリ運用規程

(目的)

第1条 千葉商科大学(以下「本学」という)は、本学の構成員による電子的な学術研究成果(以下、「学術コンテンツ」という)を国立情報学研究所の機関リポジトリ環境提供サービス(JAIRO Cloud)を利用し、クラウド上に構築された千葉商科大学学術リポジトリ(以下、「リポジトリ」という)に登録して保存し、インターネットを通じて無償で公開することにより教育・研究活動の推進を図る。

(管理運営)

第2条 リポジトリの管理運営は各部署連携のもと図書館がおこなう。ただし、重要事項の審議については全学部長会が必要に応じてリポジトリ小委員会を組織し、審議決定を委託する。リポジトリ小委員会は審議決定の内容を全学部長会に報告する。

(登録対象となる学術コンテンツ)

第3条 リポジトリに登録する学術コンテンツは、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 本学の構成員もしくは機関が編集していること。
- (2) 学術的な研究の成果であること。
- (3) 電子的フォーマットで作成されていること。
- (4) 知的財産権に関する法令および本学の規程等を遵守していること。
- (5) 名誉、プライバシー等の人権に関する法令および情報セキュリティに関する法令を遵守していること。

(登録申請者)

第4条 登録申請者は、別紙の「千葉商科大学学術リポジトリ登録申請書」と登録を希望する論文のデータ(電子データ)を図書館長に提出する。

2 登録申請者は次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学に在籍する、又は在籍したことのある教職員又は大学院学生
- (2) 本学在籍時に作成又は公表された本学紀要論文・学位論文等の著者
- (3) その他、図書館長が特に認めた者

(登録手続)

第5条 リポジトリに学術コンテンツの登録を希望する者は、所定の手続きおよび様式により登録申請を行い、図書館長の許可を得るものとする。

(登録された学術コンテンツの利用)

第6条 本学は、次の方法により、リポジトリに登録された学術コンテンツを利用する。

- (1) 当該学術コンテンツを複製し、リポジトリを構築するサーバに格納する。
- (2) ネットワークを通じて(1)の複製物を不特定多数に無料で公開(送信)する。
- (3) 保存及び利用可能性の維持のための複製・媒体変換を行う。

2 本学は、リポジトリに登録された学術コンテンツの利用については、次のことを遵守する。

- (1) 前項に掲げる利用方法以外による利用は行わない。
- (2) ネットワークを通じて学術コンテンツを利用する者に対し、著作権法を遵守するよう周知する。

(学術コンテンツの著作権と利用許諾)

第7条 学術コンテンツの著作権が登録者のみに帰属している場合、登録者は、本学に対し、第6条に掲げる利用を無償で許諾する。

2 学術コンテンツの著作権が登録者を含め複数の者に帰属している場合は、登録者は、本学に対し、第6条に掲げる利用を無償で許諾することについて、他の著作権者から同意を得ていることを証明する書面を提出しなければならない。ただし、著作権者があらかじめ許諾の方針を示している場合には、これを要しない。

3 学術コンテンツがリポジトリに登録された後も、著作権は、本学に移転されることなく、著作権者の元に留保される。

(登録の削除)

第8条 リポジトリに登録した学術コンテンツの削除については、以下の場合に認めるものとする。

- (1) 登録者が削除を申請し、図書館長が認めた場合。
- (2) 図書館長が第3条に照らし公開を不適切と判断した場合。
- (3) リポジトリ小委員会が審議により、公開を不適切と判断した場合。

(リポジトリ小委員会)

第9条 リポジトリの運用に関する重要事項を審議するために、全学部長会のもとにリポジトリ小委員会を置くことができる。

2 リポジトリ小委員会については別に定める。

(免責)

第10条 本学は、登録された学術コンテンツを利用することによって生じた利用者のいかなる損害・不利益についても、一切責任を負わないものとする。

(事務)

第11条 この規程に関する事務は、教育研究支援オフィスが行う。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、全学部長会の議を経て学長が行う。

付 則

この規程は、平成27年10月7日から施行する。